# 栃木市聖地公園

# 合葬墓地のご案内

## 1 合葬墓地の概要

#### (1)合葬墓地とは

合葬墓地とは、他人と一緒に埋葬するお墓であり、一度埋葬すると、遺骨を取り出すことはできません。お墓を引き継ぐ必要はなく、管理手数料はかかりません。

#### (2)所在地

栃木市聖地公園内(栃木市皆川城内町 450-1)

#### (3)収蔵方式

さらし製の納骨袋に焼骨を入れ、地下納骨室に共同埋蔵します。

#### (4)使用者の資格

- ① 栃木市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている方で、栃木市内に墓所を有しない方
- ② 栃木市に土地、家屋または3親等内の親族を有する方で、栃木市内に墓所を有しない方 ※市外の方は、永代使用料が5割増しとなります。

#### (5)永代使用料

使用申請時に一括にてお支払いいただきます。年間の管理手数料はかかりません。

市内の方(資格①に該当する方)	1体 100,000円
市外の方(資格②に該当する方)	1体 150,000円

#### (6)特例規定

現在、市営墓園の区画墓地を使用している方が、市営墓園の区画墓地を返還及び改葬し、合葬墓地へ納骨する場合は、遺骨1体のみ、永代使用料が無料となります。

市営墓園とは、皆川聖地公園、都賀聖地公園墓地、藤岡中根墓地、藤岡太田墓地、西方菅ノ沢墓地、西方東上林墓地を言います。



### 2 使用申請の方法

#### (1)必要書類

区分		書類一覧	
	1	永代使用承認申請書	
共通	2	合葬墓地使用同意書	
【必須】	3	申請者の住民票(本籍地が記載されている個人のもの)	
	4	申請者の本人確認書類 (例:運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)	
市外の方 【 <b>該当者のみ</b> 】	6	<ul> <li>自己が所有する栃木市の土地又は家屋を証明する書類 (例:土地の納税通知書、土地又は家屋の評価証明等) または</li> <li>自己と栃木市内に居住する3親等以内の親族との関係が分かる書類 (例:戸籍謄本等)</li> </ul>	
市営墓園の返還及び改葬の方			
【該当者のみ】	7	改葬許可申請書(遺骨1体につき1枚必要)	

- 市外の方は、「自己が所有する栃木市の土地又は家屋を証明する書類」又は「自己と栃木市内に居住する3親等以内の親族との関係が分かる書類」のどちらかが必要です。
- 市外の方で、かつ、市営墓園の返還及び改葬の方は、両方の書類が必要です。

#### (2)申請場所

必要書類をご用意のうえ、申請者ご本人が窓口で申請してください。

申請受付場所	住所•電話番号	時間
栃木市役所	栃木市万町 9-25	平日のみ
環境課窓口2階(2B-5)	Tel0282-21-2423	8:30~17:00

#### (3)永代使用料の支払い

申請からおおむね 14 日以内に、市から永代使用料の納付書を郵送しますので、市役所・総合支 所・取扱い金融機関等で納付期限内にお支払いください。納付期限内にお支払いがない場合は、 申請を取り下げたものとみなします。

使用承認後は、埋葬すべき遺骨が無く改葬が行われない場合も、永代使用料の還付は行いません。

#### (4)墓所永代使用承認証の送付

永代使用料の納付確認後、書類審査を経て、使用承認証を郵送します。お手元に使用承認証が届いたら、埋葬予約をすることができます。なお、納付確認手続きには、数日を要します。

永代使用承認証は、使用権を示す大切な証書です。遺骨を預かる際に必ず必要となりますので、 失くさず保管してください。

# 3 使用承認から埋葬までの流れ

#### (1)遺骨受付の予約をする

墓所永代使用承認証がお手元に届きましたら、遺骨受付の予約が可能となります。 事前予約制のため、予約なしの遺骨受付はできません。

予約の取り方	希望日の3日前(土日祝の場合は直前の平日)までに、		
コンカス・シフラン	栃木市役所環境課(0282-21-2423)へ電話して予約を取る。		
**   といって   できます   によっな   できます   によっな   によっ	皆川聖地公園管理事務所で遺骨をお預かりします。		
遺骨受付の場所	合葬墓地前では、お預かりできません。		
遺骨受付ができない日	年末年始、お盆・お彼岸を除く月曜日		
	【午前】 ① 9時30分 【午後】 ⑤ 13時30分		
遺骨受付時間	② 10時00分 ⑥ 14時00分		
退得'文门'时间	③ 10時30分 ⑦ 14時30分		
	④ 11時00分 8 15時00分		

#### (2)遺骨受付当日の持ち物

Ī	1	遺骨	骨箱のままご持参ください。 骨壺の蓋に埋葬者名(俗名)を記入してください。
-	2	墓所永代使用承認証	使用承認後、市役所環境課から送付されます。
	3	死体埋火葬許可証又は	ご自宅等に保管してある場合 → 死体埋火葬許可証
		改葬許可書	他の墓地に埋葬されている場合 → 改葬許可書

- 上記の必要書類が揃っていないと、遺骨をお受けすることができません。
- 墓地に埋葬されている場合は、「改葬許可書」が必要となります。遺骨の受付までに、墓地が所 在する自治体にて、改葬許可申請の手続きを行ってください。栃木市内にある墓地から改葬す る場合は、栃木市役所で改葬許可手続きを行いますので、市役所環境課へお問合せください。
- 墓じまいに関するお手続きは、お使いの墓地の墓地管理者へお問合せください。

#### (3)遺骨受付当日の流れ

予約時間になりましたら、聖地公園管理事務所にお越しください。必要書類が揃っていることを確認し、焼骨をお預かりします。受付の所要時間は5分程度です。

遺骨受付の際に、ご祈祷や祭事を行うことはできません。

お預かりした焼骨は、受付後1か月以内を目安に、合葬墓地へ納骨します。

#### (4)納骨後

納骨後、埋葬者氏名と納骨日を記載した墓所永代使用承認証を送付します。

墓所永代使用承認証の郵送後3か月を目安に、墓誌に埋葬者銘板(希望者のみ)を掲示します。 埋葬者銘板には、氏名(俗名)のみの記載となります。

# 4 注意事項

- ・ 合葬墓地は、納骨後、遺骨を返還することができません。必ず親族間で話し合いのうえ、ご申請ください。
- 生前の申請はできません。
- ・永代使用承認後、3か月以内に遺骨を納骨しない時は、使用権が取り消されます。また、永代使用料の環付も行いません。
- 使用権を引き継ぐ(承継)ことはできません。
- 市で遺骨の供養は行いません。
- ・遺骨の納骨は、栃木市が行います。使用者が自ら納骨したり、合葬墓地の納骨室に立ち入ることはできません。
- 参拝は、正面の献花台で行ってください。生花と線香以外のものはお供えできません。
- 土葬を改葬する場合は、お骨上げ後に手続きを行ってください。

#### 5 アクセス 東北自動車道 東武日光線 栃木市聖地公園 栃木IC 栃木バイパス 皆川郵便局 箱森町 皆川街道 錦着山入口北 栃 木 栃木市役所 ふれあいバス 小野寺線 バス停「聖地公園入口」 倭町 街 片柳5丁目 栃木駅

【栃木市聖地公園】 栃木市皆川城内町 450-1 TelO282-21-2007

- ●東北自動車道栃木 IC から 車で 10 分
- ●栃木駅(JR・東武)から ふれあいバス小野寺線「聖地公園入口」下車 徒歩 10分

#### 【申し込み・納骨予約・問合せ先】

栃木市役所 環境課 環境保全係 〒328-8686 栃木市万町9-25 LL 0282-21-2423 平日8:30~17:00